

令和8年6月19日
岡山労働局

第520回岡山地方最低賃金審議会の開催について

下記のとおり、審議会開始前 及び 審議中（各下記3の場面のみ）に撮影の時間を設けません。希望される報道関係の方は、下記4によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和8年7月3日（金）15時00分～
- 2 場所 岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎 3階
- 3 撮影許可
 - (1) 審議会開始時刻の5分程前から、頭撮り
 - (2) 審議中、岡山労働局長から審議会会長への諮問文手交の際の撮影

4 申し込み方法

電子メールにて、上記3(1)又は(2)（両方も可）の撮影希望の旨を記載の上、氏名（ふりがな）・勤務先または所属団体、電話番号・メールアドレスを明記して申し込みください。なお、申し込み多数の場合には人数の調整を行いますので、あらかじめご了承ください。

お申込み締切りは 令和8年6月29日（月）17時15分（必着）です。

申込み先 〒700-8611

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

岡山労働局労働基準部賃金室 宛 TEL 086(225)2014

メールアドレス chinginshitsu-okayamakyoku@mhlw.go.jp

5 その他

- ① 当日は、審議会開始10分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
- ② 事務局が指定した場所以外での撮影はできません。
- ③ その他、会長と事務局職員の指示に従ってください。

岡山県最低賃金の改正に関する流れ（抜粋）

